

藤沢市建築基準等に関する条例(平成30年条例第10号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物であってその主要構造部の性能が政令 <u>第107条各号若しくは第108条の4第1項第1号イ及びロ</u> に掲げる基準に適合するもの又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</p> <p>(建築物の主要構造部等に関する制限の適用の特例)</p> <p>第56条 主要構造部が政令 <u>第108条の4第1項第1号</u> 又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に係る第18条、第19条、第21条第3項若しくは第4項、第26条第1項、第29条第1項第2号若しくは第3項、第30条第2項第2号、第35条第3項、第36条第2項第2号、第37条第2項、第38条第2項、第39条第4項、第40条第2項、第42条第2項、第43条第1項、第47条第2項、第49条第1項第1号、第52条第1項若しくは第3項、第54条第1項第1号若しくは第2項又は第59条第2号の規定(次項において「耐火性能条例関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>	<p>(主階が避難階以外の階にある興行場等)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物、法第27条第1項の規定に適合する建築物であってその主要構造部の性能が政令 <u>第110条第2号</u> _____ に掲げる基準に適合するもの又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。</p> <p>(建築物の主要構造部等に関する制限の適用の特例)</p> <p>第56条 主要構造部が政令 <u>第108条の3第1項第1号</u> 又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に係る第18条、第19条、第21条第3項若しくは第4項、第26条第1項、第29条第1項第2号若しくは第3項、第30条第2項第2号、第35条第3項、第36条第2項第2号、第37条第2項、第38条第2項、第39条第4項、第40条第2項、第42条第2項、第43条第1項、第47条第2項、第49条第1項第1号、第52条第1項若しくは第3項、第54条第1項第1号若しくは第2項又は第59条第2号の規定(次項において「耐火性能条例関係規定」という。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。</p>

2 主要構造部が政令 [第108条の4第1項第1号](#) に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能が防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び主要構造部が同条第1項第2号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）に係る第29条第1項第2号、第35条第3項、第49条第1項第2号、第52条第3項第2号、第54条第1項第1号又は第59条第2号の規定（以下この項において「防火区画等条例関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等条例関係規定以外の耐火性能条例関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

2 主要構造部が政令 [第108条の3第1項第1号](#) に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能が防火区画検証法により確かめられたものに限る。）及び主要構造部が同条第1項第2号に該当する建築物（当該建築物の主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）に係る第29条第1項第2号、第35条第3項、第49条第1項第2号、第52条第3項第2号、第54条第1項第1号又は第59条第2号の規定（以下この項において「防火区画等条例関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等条例関係規定以外の耐火性能条例関係規定の適用については、これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。